

# 異動届出書の記載方法

●提出期限は、異動のあった日の属する月の翌月の10日までです。

受付印  
6

市町村民税 給与支払報告  
道府県民税 特別徴収  
に係る給与所得者異動届出書

整理番号

5年度  
6年度

特別徴収番号  
特別徴収番号

提出 令和 年 月 日

市町村長 令和 年 月 日

給与支払義務者  
提出者

住所  
〒 市町 丁目 番 号 号  
姓 氏 名

担当  
氏名  
電話番号

異動年月日  
令和 年 月 日

異動事由  
※事業主及び従業員希望の  
がよくなる異動事由への  
切替はできません。

1. 転勤・転籍  
2. 退職  
3. 死亡  
4. 休職  
5. 欠欠  
6. 支払少額  
7. 支払不定期  
8. その他

異動後の未徴収  
税額の徴収方法

1 特別徴収継続  
2 一括徴収  
3 普通徴収  
(本人が納付)

1月1日以降退職時  
までの給与支払額

控除社会保険料額

特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

特別徴収指定番号

新しい勤務先へは、  
月割額 円を 月分  
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう通知済みです。  
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給番号  
納入書の票号  
(郵便のみのみ記入) 番号を記入  必要  不要

一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。  
2. 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額  
(ウ) 円  
右欄へ記入

左記の一括徴収した税額は、 円分(翌月10日納期限)で納入します。

普通徴収の場合(一括徴収しない場合) (1)及び(2)に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。  
2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。  
3. 死亡による退職のため。

異動された納税者の氏名・住所・個人番号

上段の住所に変更がある場合の新しい現住所

左記の氏名に変更がある場合の新しい氏名

転勤等により新勤務先が特別徴収を継続する場合は、その名称・所在地・電話番号をまた、新勤務先に高槻市の指定番号がある場合はその指定番号

納税者の合計年税額

左の(ア)の年税額のうち、すでに特別徴収された期間と税額

(ア)の年税額から(イ)の徴収済税額を差し引いた未徴収税額と期間

転勤・退職等の異動が発生した日

税額通知書でお知らせした指定番号及び宛名番号

退職の場合に、その年の1月1日から退職時までの給与・賞与等の支払い額の合計と、控除された社会保険料の額

未徴収の税額(ウ)がある場合、その納付方法の番号を記入

特別徴収ができなくなった事由の番号を記入

未徴収税額(ウ)を一括徴収する場合、それを納入する月分

異動届出書等の届出書、依頼書の用紙が不足しましたら市民税課(072-674-7132)までご連絡ください。  
※高槻市のホームページからプリントアウトすることができます。